

2002年5月9日
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」に基づく住民基本台帳業務に係る住民票コード通知書発送業務の既存ファイルの自己処理システムを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2002年（平成14年）4月22日付けで諮問された、諮問第107号「住民基本台帳法の一部を改正する法律」に基づく住民基本台帳業務に係る住民票コード通知書発送業務の既存ファイルの自己処理システムを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民票コード通知書発送業務の既存ファイルの自己処理システムを外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

- ア 平成11年8月11日に、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、市町村長は住民票の記載事項に住民票コードを追加するとともに、新たに住民票コードを記載したときは、速やかに本人に通知しなければならないとされた。
- イ 付番された住民票コードを全市民に通知するにあたっては、その正確性、迅速性が何よりも優先されなければならないが、住民票コード通知書の作成発送業務

を外部委託することによって、データ入力締め切りから発送までの時間差を最大限短縮することができ、市民に対して適正かつ迅速に通知書を発送することが可能となることから、外部提供する必要性がある。

ウ 外部委託の内容

(ア) 住民票コード通知書の件数

世帯数 153,000世帯

(イ) 業務の範囲

住民票コード通知書の打ち出し、圧着裁断、仕分け（引き抜き、発送区分等）、発送

(ウ) 外部提供する情報

郵便番号、住所、方書、世帯主氏名、氏名、生年月日、住民票コード

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではないこと及び通知する対象者が多数で、通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

外部提供することにより住民票コード通知書の打ち出しから発送までの期間に生じる異動処理が最大限可能となり、住民票コード通知書の発送前引き抜きや発送後の返戻が最小となる。その結果、適正な内容の住民票コード通知書を迅速に送付することができ、事務の効率化とともに市民サービスの向上が図られることから外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではないこと及び通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上